

令和5年6月20日発行

I 【重要】令和4年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告について

令和4年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業所は、実績報告書の提出が必要となります。提出期限は令和5年7月31日(月)必着となっておりますので、令和4年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算はこちら」→「(2) 実績報告（令和4年度用）」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 令和5年度長野県喀痰吸引等研修指導者養成講習の開催について

介護職員等がたんの吸引又は経管栄養を実施するために受講することが必要な喀痰吸引等研修（第三号研修も含む。）の指導者養成講習を実施します。受講を希望する場合は、長野県庁ホームページに掲載している受講申込書を障がい者支援課まで提出してください。

なお、申込多数の場合は、登録研修機関の基本研修の講師になる予定の者及び実地研修において他の法人の職員を受け入れる事業所の者を優先的に受講決定させていただきます。

【日程】第1回(佐久)：令和5年8月26、27日 第2回(松本)：令和5年9月7、8日 第3回(飯田)：令和5年10月7、8日

※実施要領、開催日程一覧、申込書はホームページに掲載しています。

○掲載URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「介護職員等のたんの吸引等の実施について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 「信州ふくにん」（信州福祉事業所認証・評価制度）のご案内

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています。（運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

(1) 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	10	個別面談の実施
2	キャリアパスの構築	11	人材育成を目的とした評価の実施
3	キャリアパスの周知	12	職位等に応じた給与体系
4	年間研修計画の策定	13	計画的な採用の実施
5	OJTの計画的・体系的実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
6	職場内外OFF-JTの実施	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
7	資格取得等への支援の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
8	新規採用者への計画的教育の実施	17	健康管理に関する取組
9	個人の研修履歴の把握	18	利用者・家族からの要望に関する取組

※1～13は人材育成、14～18は職場環境に関する評価項目

※信州ふくにんの詳細は、以下の URL からご覧ください。

<https://fukushi-nagano.jp/fukunin/>

(2) 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

(3) 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での優先的参加
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数を5回から7回に増
- その他、認証取得法人のPR活動協力等

【申込み・問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyu.or.jp

IV 「口腔ケア」Webセミナー実施について

(公財)介護労働安定センターのWebセミナーが、下記の期間で配信されます。視聴ご希望の方は、ホームページより申込書をダウンロードしFAXにてお申込、又はホームページからお申してください。

(1) 配信期間 令和5年7月12日(水)10時～令和5年7月25日(火)17時

(2) 内容 「口腔ケア」～たった週2回の口腔ケアで命を守る～

忙しい介護現場でも無理なく行える口腔ケアの方法を、「誤嚥性肺炎ゼロプロジェクト」を提唱する歯科医師の瀧内博也先生(株式会社クロスケアデンタル 代表取締役)にお話いただきます。

簡単な手順で、たった週2回のケアで、誤嚥性肺炎のリスクを減らすことができます。

(3) 受講料 一般：3,000円 賛助会員：1,500円(1名ごと・税込み)

(4) 申込締切 7月3日(月) ※締切後ご希望の方は直接お電話ください。

OURL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>



【問合せ先】(公財)介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

V 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2023年8月1日～2023年8月31日	2023年6月11日～2023年7月10日
2023年9月1日～2023年9月30日	2023年7月11日～2023年8月10日

※令和5年(2023年)6月及び7月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**受理することができません。(必着)**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp